

監 査 第 58 号
令和5年11月10日

請求人代表 A 様

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 島 軒 純 一

米沢市職員措置請求について（通知）

令和5年10月10日付けで受付しました「米沢市職員措置請求（住監）第1号」については、次の理由により地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める請求要件を欠いているため、これを受理せず却下することが相当であると決定したので通知します。

第1 請求の内容

1 請求の提出日

令和5年10月10日

2 請求の要旨

監査委員は請求人が主張する点は以下のとおりと理解しました。

米沢市はB団体の設立を予定し、設立総会を開催しB団体の事業をスタートさせた。B団体と国の登録DMOを目指すC㈱の間では、補助金・委託料の支払及び支払予定がある。

B団体は米沢市組織の一部であるとして、公金支出は米沢市が定める例規に従って行わなければならないが、補助金・委託料の支出に係る手続き及び成果物が適切でない。

既に支払われた助成金（補助金と思われる）及び委託料と、これから支払うそれらの公金について、公金の不正支出により自治体に損害が発生したので、中川勝市長と関係職員に対し損害を補填させ、また、今後予定されている公金支出の差し止めを求める。

対象としている財務会計上の行為としては次のものである。請求人は本市がC(株)へ補助金と委託料を支払、支払う予定と記載していることから、請求人の主張は「米沢市」から「C(株)」への支払いと理解する。

財務会計上の行為

- (1) 「補助金」として、令和4年度C(株)に支払われた24,500,000円と、令和5年度C(株)に支払われる予定の28,500,000円。証-2
- (2) 「委託料」として、令和4年度C(株)に支払われた30,000,000円と、令和5年度C(株)に支払われると想定される47,000,000円。証-2

第2 住民監査請求の要件

この住民監査請求は、法第242条の規定により、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は、生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされている。

また（地方公共団体の種類）法第1条の3第2項には、普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とするとあり、法第242条第1項にある公金については、「公金とは法令上当該普通地方公共団体又は、その機関の管理に属する現金、有価証券をいう。（昭和23年10月12日付自発第901号自治課長回答）」とある。

第3 要件の審査

- 1 法第242条第1項によると、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について」とあることから、請求人の主張する財務会計上の行為が、米沢市の財務会計上の行為に該当し監査の対象として特定できるかについて審査した。
- 2 本件監査請求において、請求人は、財務会計上の行為を次のとおりとしている。
 - (1) 「補助金」として、令和4年度「C(株)」に支払われた24,500,000円と、令和5年度「C(株)」に支払われる予定の28,500,000円
 - (2) 「委託料」として、令和4年度「C(株)」に支払われた30,000,000円と、令和5年度「C(株)」に支払われると想定される47,000,000円

3 法第 242 条第 1 項によると、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは債務その他の義務の負担がある。（当該行為がなされることが相当の確実性をもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え」とある。

請求人は、本件請求に係るこれらを証する書面について、財務会計上の行為(1)、(2)について、米沢市から C ㈱に「補助金」、「委託料」を支払われた若しくは支払われる予定と主張する事実を証明する書類として証-2 を添付している。この証-2 は、令和 4 年度 B 団体収支決算及び令和 5 年度 B 団体収支予算（案）である。

ここには「支出の部」として B 団体が、令和 4 年度に補助金 24,500,000 円及び委託料 30,000,000 円を支出し、令和 5 年度に補助金 28,500,000 円及び委託料 47,000,000 円を支出予定していることが示されている。これは請求人が財務会計上の行為(1)、(2)とする金額と合致しているため、米沢市の支出ではなく B 団体の支出であることを示している。

4 財務会計上の行為(1)、(2)について、請求人が、米沢市が C ㈱に支出したと主張する事実は、証-2 には記載がないため、証-2 では主張の事実が証明されていない。

5 米沢市からの支出は、証-2 令和 4 年度 B 団体収支決算及び令和 5 年度 B 団体収支予算（案）の「収入の部」に記載されている、負担金（摘要 米沢市（地方創生交付金））であり、これが米沢市の財務会計上の行為だが、これは米沢市が B 団体へ支出したものであって、米沢市が C ㈱へ支出したものではない。

第 4 監査委員の判断

本件請求書にある、請求人が対象とする財務会計上の行為(1)、(2)については、請求人の提出した事実を証明する書類によると、米沢市の支出ではなく、B 団体の支出である。よって米沢市の財務会計上の行為に該当せず、財務会計上の行為(1)、(2)については監査の対象と特定することが出来ないと判断する。

第5 結論

以上のことから、本件監査請求は、請求対象とされている財務会計上の行為が、当該普通地方公共団体である米沢市が行ったものではないことから、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の要件を満たしていないものと判断した。